

戦略的権利取得による

知財経営の実現！



テレビ面接審査

グローバルな知財戦略に基づく

特許網の確立！



テレビ面接審査

遠隔地の出願人でも、テレビ会議システムを利用することによって、審査官に対して発明の技術やその意義、知財戦略上の位置づけを直接説明できます。

面接を要請できる時期は？

審査請求してから審査の手続が終了するまでの期間に要請できます。



面接の意義が知りたい。

- ・卓越した知財経営を実現するため、戦略的に権利を取得する。
- ・発明の技術やその意義、知財戦略上の位置づけを審査官に説明し、強固な特許網の確立につなげる。

テレビ面接審査の特徴

- 1 海外を含む遠隔地の出願人であっても面接可能
- 2 出願人と離れた場所にいる代理人等も一緒に参加可能
- 3 特別なソフトウェアのインストールは不要

必要な機器： **パソコン**、**インターネット**（ADSL以上推奨）
ウェブカメラ（カメラドライバが必要な場合があります）
ヘッドセット（あるいはマイクとスピーカー）



※最大10拠点まで同時接続可能
 ※テレビ会議に参加できるIPアドレスを制限することで、より強固なセキュリティ環境を確保

テレビ面接審査の流れ

①申込

直接、担当審査官へご連絡下さい。具体的な案件の特定、テレビ面接を行う日時等の調整を行います（申込には電子メールが必要です）。

②招待メールの受信

テレビ面接の日時が確定したら、電子メールアドレス宛てに、特許庁から数日以内に招待メールが届きます。

③招待URLへのアクセス

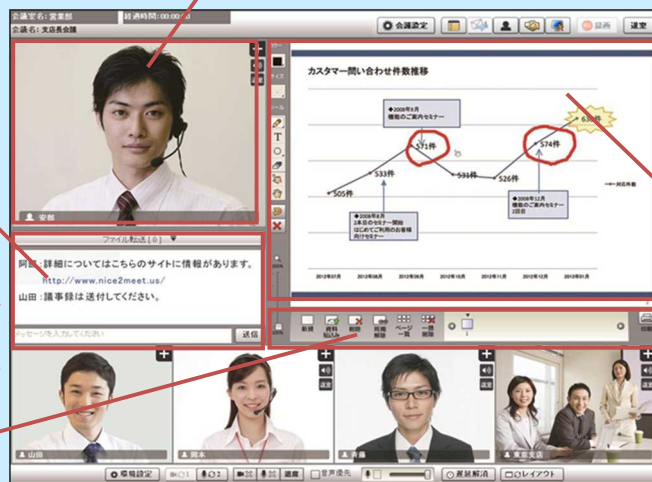
招待メールに示された開催日時に、招待URLへアクセスして、ウェブサイト上の会議室へ入室します。

④面接開始

様々な機能を使いコミュニケーションします。

チャット機能で相手にメッセージやURLリンクを送ることができます。

資料のアップロード、ページ切り替えなど、ホワイトボードの操作が行なえます。（Word, Excel, PowerPoint, PDFなどをアップロード可能）



会議参加者の映像が映ります。

⑤面接終了

画面上の退出ボタンを押して会議から退出します。

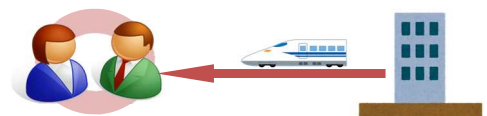
ホワイトボードです。アップロードした資料を表示できます。ツールバーを利用して図形、文字などを書き込んだり、指差しツールでホワイトボード上を指差すことができます。

テレビ面接審査以外にはどのような種類の面接審査がありますか？

①特許庁舎内での面接

②出願人の所在地近傍での面接(出張面接審査)*

※出願人の所在地が東京近郊にない場合、出願人の所在地付近に特許庁側で用意した会場にて面接を実施することができます。



お問い合わせ先：特許庁審査第一部調整課 地域イノベーション促進室
 電話：03-3581-1101（内線3104）